



平成30年度

福島県信用保証協会のあらまし

DISCLOSURE 2018

# CONTENTS

■ごあいさつ	1
■プロフィール	2
■当協会のあゆみ	3
■信用補完制度	
信用補完制度	4
信用保証制度のしくみ	5
信用保険制度のしくみ	5
■平成29年度事業報告	
平成29年度事業概況	6
外部評価委員会	7
平成29年度の主な取り組み	8
収支計算書	14
収支計算書の用語解説	15
貸借対照表・財産目録	16
貸借対照表の用語解説	17
■信用保証の動向	
主要業務数値(5年間の推移)	18
項目別保証の動向(29年度)	19
■経営計画	
第5次中期事業計画(平成30年度～平成32年度)	22
平成30年度経営計画	23
■保証利用のご案内	
ご利用になれる保証の限度額	26
保証をご利用になれる方	26
責任共有制度	27
保証料について	28
主な保証制度のご案内	29
■経営支援メニューのご案内	
専門家派遣事業	32
経営改善計画策定支援事業(通称:405事業)	33
経営サポート会議、経営相談会	34
経営相談窓口、特別相談窓口の設置	35
■コンプライアンス態勢	
コンプライアンスの取り組み姿勢	36
信用保証協会倫理憲章	36
コンプライアンス管理体制	37
■個人情報保護	
個人情報保護宣言	38
■組織体制	
役員構成	40
組織機構図	41



# ごあいさつ



福島県信用保証協会  
会長 村田 文雄

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年度も当協会の経営計画および事業活動などを掲載したディスクロージャー誌「平成30年度 福島県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

県内は、東日本大震災と原子力災害から7年が経過し、避難指示解除の拡大や東北中央自動車道の一部開通など復興・創生に向けた動きが着実に進む一方、人口減少・労働力不足の進行や復興需要のピークアウトの影響による景気の足踏み状態が続くなど、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

そのような中、当協会は県内中小企業の復興再生と地域経済の活性化に向け、行政や関係機関と連携しながら、個々の企業の復興段階に応じた適切な資金繰り支援や経営課題解決に向けた支援を推進するなど、一層の金融と経営の一体的支援に取り組んでまいりました。

昨年度は協調保証制度「ダブルサポート保証“結”」を創設し、金融機関との適切なリスク分担に努めるとともに、福島県信用金庫協会や東北税理士会福島県支部連合会との業務連携・協力に関する覚書を締結し、地方創生や中小企業支援への取り組みを強めるなど、新たな事業展開を進めております。

本年4月からは新しい信用保証制度が施行され、当協会としては翌年の創立70周年を見据えた新たな中期事業計画がスタート致しました。中小企業とともに歩む良きパートナーとして、これまで以上に金融機関をはじめ関係機関との連携・協力を深め、企業のライフステージやニーズに応じたきめ細やかな支援を通して、経営改善・生産性向上をサポートしてまいりますので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年9月

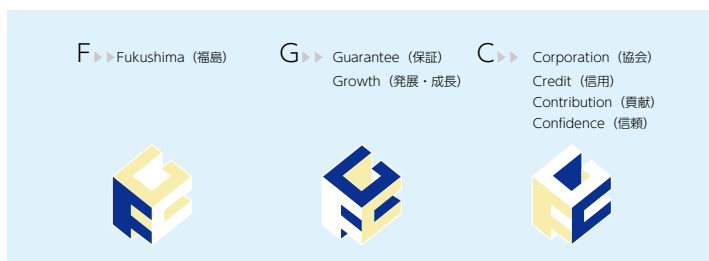
# プロフィール (平成30年 4月 1日現在)

- 名 称 / 福島県信用保証協会
- 設 立 / 昭和 24 年 4 月 13 日
- 根 拠 法 / 信用保証協会法 (昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号)
- 目 的 / 信用保証業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第 1 条)
- 基 本 財 産 / 226 億円 (資本金に相当)  
(内訳) 基金 63 億円、基金準備金 163 億円
- 保証債務残高 / 件数 33,426 件  
金額 2,835 億円
- 利用企業者数 / 16,865 企業
- 事 務 所 / 本店、郡山支店、白河支店、会津支店、いわき支店、相双支店
- 役 職 員 数 / 理事 17 名 (非常勤 13 名)  
監事 3 名 (非常勤 2 名)  
職員 86 名 (男性 70 名、女性 16 名)

## シンボルマーク

このシンボルマークは、福島県信用保証協会創立50周年を記念し制定したものです。

デザインには次のような意味が込められています。



## イメージキャラクター



福島県信用保証協会イメージキャラクター  
さすけね君®

さすけね君の大きな手は、みんなを支えてサポートするためです。  
“さすけね”とは福島の方言で「大丈夫ですよ」「問題ないですよ」という意味で、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営上の悩みも、信用保証協会にご相談いただければ大丈夫ですよという思いを込めています。



## 当協会のあゆみ

昭和24年	3月19日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	4月13日	社団法人設立認可
	5月10日	設立登記完了、業務開始 事務所を福島市本町17福ビル3階、県中小企業振興本部内に設置
	9月12日	財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	10月4日	財団法人設立認可
	11月11日	設立登記完了、業務開始 福島連絡所を福島商工会議所内に設置 郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置 平連絡所を平商工会議所内に設置 相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和25年	6月13日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置
	9月7日	中村連絡所を中村商工会議所内に設置
昭和26年	12月26日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和27年	5月1日	福島連絡所を福島支部に昇格
	7月30日	平連絡所を平支部に昇格
	8月8日	若松連絡所を若松支部に昇格
昭和28年	6月13日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置
	12月11日	郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和29年	4月30日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和32年	11月9日	本所事務所を福島市本町17福ビル3階、316号室に移転
昭和33年	9月9日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和34年	3月1日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和35年	2月12日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和38年	1月21日	相双出張所を相双支所に昇格
	4月1日	福島支所を廃止、保証課として本所に併合
	6月1日	本所事務所を福島市大町4番15号福島県商工会館2階に移転
昭和41年	10月1日	平支所の名称をいわき支所と改称
	10月5日	若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成12年	3月13日	相双支所を原町市本町1丁目3番地に移転
平成15年	7月22日	本所事務所を福島市三河南町1番20号コラッセふくしま内に移転
平成20年	11月10日	いわき支所をいわき市平字材木町3番地の1に移転
平成23年	5月16日	白河支所を白河市道場小路96番地5白河商工会議所会館内に移転
	5月30日	郡山支所を郡山市朝日1丁目27番4号プレシャス朝日ビル内に移転
平成25年	4月1日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称 会津若松支所を会津支店に改称
	11月11日	会津支店を会津若松市南千石町2番19号に移転
平成26年	11月25日	郡山支店を郡山市清水台1丁目3番8号郡山商工会議所会館内に移転

いばらぎ

プロフィール

当協会のあゆみ

信用補完制度

平成29年度  
事業報告

信用保証の動向

経営計画

保証利用の  
ご案内

経営支援メニュー  
のご案内

コンプライアンス  
態勢

個人情報保護

組織体制

# 信用補完制度

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

## 信用保証制度

中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者等の資金繰りを円滑にすることを目的としています。その際、信用保証協会は保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

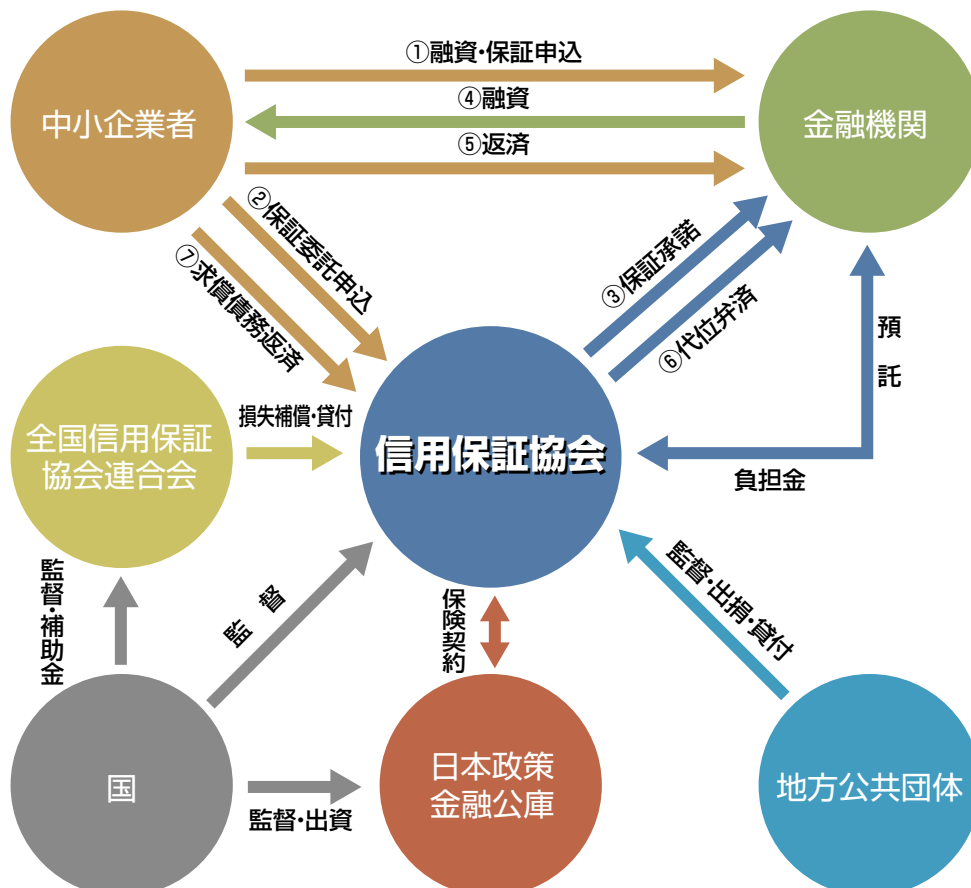
## 信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行った際、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出損金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

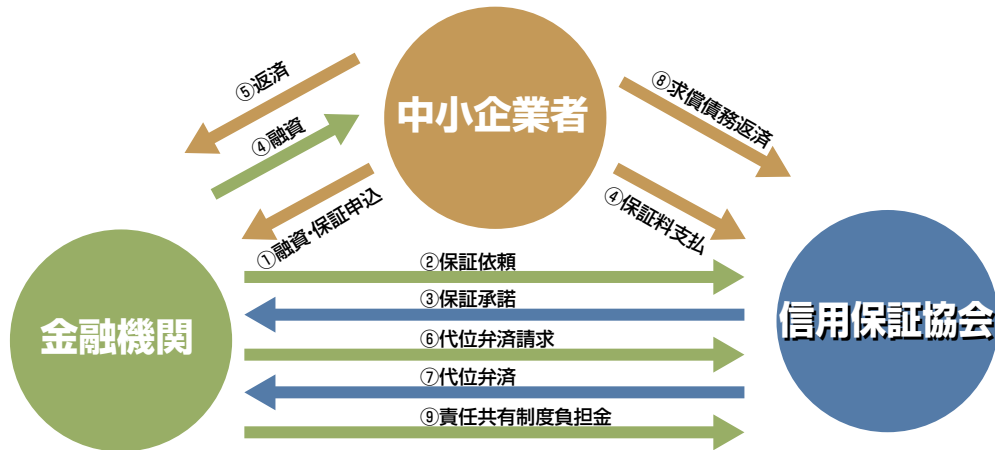
このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

## 概略図





## ■信用保証制度のしくみ



- ①② 中小企業者からの融資申込みを受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書を発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部が返済できなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑨ 責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

## ■信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%（てん補率）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥ 信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。

# 平成29年度事業報告

## ●平成29年度事業概況

### ■業務環境

平成29年度の福島県経済は、「復興・創生期間」2年目に入り、避難指示解除区域の拡大やインフラ整備等、復興に向けた着実な歩みが続く一方、原子力災害に伴う風評、震災による少子高齢化の加速度的進行などが見られ、労働力不足や後継者不足等から県内産業の維持・発展が大きな課題とされました。

このような状況を踏まえ、当協会としては、復興段階に応じた適切な支援や条件変更先数高止まりへの対応に関し、行政や金融機関、関係機関との更なる連携強化を図ることを重点として、一層の金融と経営の一体的支援に積極的に取り組み、中小企業の経営改善・生産性向上に繋げていくこととしました。

### ■保証の状況

平成29年度の保証承諾は、低金利状況下における保証料の割高感などが影響し、7,243件（前期比91.3%）、87,664百万円（計画比87.7%、前期比95.1%）と減少しました。

平成30年3月末の保証債務残高についても同様に、33,426件（前期比90.4%）、283,465百万円（計画比97.7%、前期比88.8%）と減少しました。

区分	当期		前期比		計画	計画比
	件数	金額	件数	金額	金額	
保証承諾	7,243	87,664	91.3	95.1	100,000	87.7
保証債務残高	33,426	283,465	90.4	88.8	290,000	97.7
保証債務平均残高	35,010	297,065	89.8	88.0	303,000	98.0

### ■代位弁済及び回収状況

関係機関と連携した経営支援体制の強化や、条件変更にきめ細やかに対応するなど、期中支援に努めましたが、復興需要のピークアウトの影響等から、平成29年度の代位弁済は、397件（前期比110.9%）、3,489百万円（計画比69.8%、前期比115.3%）となり前年度を上回りました。

一方、求償権・償却求償権回収は、無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の増加など、回収環境が厳しさを増している中、企業の現状を十分に考慮したうえで回収に努力した結果、実際回収額（元本、損害金を含む）は1,110百万円（計画比92.5%、前期比105.9%）となり、前年度を上回ることができました。

区分	当期		前期比		計画	計画比
	件数	金額	件数	金額	金額	
代位弁済	397	3,489	110.9	115.3	5,000	69.8
求償権・償却求償権回収	101	1,014	88.6	103.8	1,150	88.2

$$\text{代位弁済率} \left[ \frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}} \right] 1.17\% \text{ (前期 } 0.90\%)$$



## ■ 収支の状況、基本財産の推移

積極的な業務推進に努めましたが、経常収入は経常保証料の減少を主要因として、前期と比べ241百万円減少し、3,251百万円となりました。対する経常支出は計上信用保険料が減少したことや、業務費の削減に努力した結果、前期から387百万円減少し2,563百万円となり、結果として経常収支差額は688百万円と、前期に比べ146百万円増加しました。

一方、経常収支差額は、前期と比べ当期末の求償権残高が増加したことにより、求償権償却準備金繰入が141百万円増加したことなどから207百万円のマイナスとなり、前期から285百万円減少しました。

これにより当期収支差額は、責任共有制度に係る損失などを制度改革促進基金から162百万円取り崩し補てんした結果、643百万円となりました。

この収支差額の剰余金の処理については、収支差額変動準備金に321百万円を、差額の322百万円を基金準備金に繰り入れ、財政基盤の強化を図っております。（詳しくは収支計算書をご覧ください。）

### 基本財産の推移

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
198億72百万円	207億3百万円	214億57百万円	219億4百万円	222億85百万円	226億7百万円

## ● 外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、年度経営計画を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、公認会計士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しております。

平成30年度は6月12日、7月5日の2回開催され、年度経営計画（平成29年度）の評価について講評を受けました。外部評価委員会の評価と意見及びそのアドバイスを踏まえ作成した自己評価については、ホームページで公表しています。



# 平成29年度の主な取り組み

## 復興段階に応じた保証、政策保証への取り組み

### ●ふくしま復興特別資金

震災関連保証制度の中心制度である「ふくしま復興特別資金」については、その制度特性をPRするとともに、積極的に借換保証の提案をした結果、保証承諾は38,881百万円（前期比102.3%）となりました。

H29実績

承諾額	38,881百万円
-----	-----------

### ●ダブルサポート保証“結”

金融機関とのリスク分担・連携強化を目的に協調融資制度「ダブルサポート保証“結”」を創設し推進に努めた結果、保証承諾は3,303百万円となりました。

H29実績

承諾額	3,303百万円
-----	----------

なお、本制度は平成30年度から保証下限額（29年度は1,000万円）を撤廃し、より利用しやすくなっています。

### ●福島県短期保証

財務バランスを重視した短期保証への積極対応に努めた結果、福島県短期保証の保証承諾は6,410百万円（前期比98.4%）と前期並みを計上しました。

H29実績

承諾額	6,410百万円
-----	----------

## 創業支援・経営支援の取り組み

### ●創業保証制度の保証料率を引下げ

平成29年度に、国の「創業等関連保証」「創業関連保証」の保証料率を独自に0.1%引下げたことに加え、福島県制度の「起業家支援保証」は県の支援により0.3%引下げを行い、創業者の皆さまが資金調達をする際の負担を軽減しています。

H29実績

創業保証件数	225件
--------	------

協会制度（国）	変更前	変更後
創業等関連保証	0.80%	0.70%
創業関連保証	0.75%	0.65%

県起業家支援保証	変更前	変更後
創業等関連保証枠	0.70%	0.40%
創業関連保証枠	0.65%	0.35%



## ●創業応援セミナー

創業者、創業予定者、事業承継者の皆さまをサポートするため、平成29年11月18日に創業応援セミナーを開催しました。

セミナーは3部構成とし、気になるテーマだけでも参加できるようにしたほか、個別相談会も同時開催し、幅広いニーズに応えられるようにしました。

本セミナーは平成30年度も開催予定です。（詳しくは当協会ホームページをご覧ください。）



## ●創業サクセスガイド

創業者、創業予定者の皆さまの事業が成功する確率を少しでも高めていただくため、創業サクセスガイドを作成しました。

ガイドには成功のポイントや注意点、また、創業・事業計画書を作成する際に押さえておきたい内容などが記載されております。

当協会の営業店・支店で配布しています。

H29実績

参加者	49名
-----	-----



## ●専門家派遣による経営改善サポート（経営安定化支援事業）

企業の経営改善をサポートするため、福島県中小企業診断協会と連携し専門家派遣（最大10回）を実施しています。（詳しくは32ページをご覧ください。）

企業訪問によるニーズや課題の発掘、中小企業診断士による経営診断、改善計画策定支援などにより、経営課題解決のサポートをしました。

H29実績

企業訪問	191企業
経営診断	86企業
改善計画策定	45企業

## ●経営相談会、夜間相談会

資金繰りのご相談や経営全般のご相談に対応するため、県内の営業店・各支店では、経営相談会、夜間相談会を定期的で開催しています。

平成29年度は44企業から相談をいただき、企業の皆さまが抱える課題の解決に向けたアドバイスや支援を行いました。

H29実績

相談企業	44企業
------	------



## ● 経営改善計画策定支援事業（計画策定費用の補助）

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方をお手伝いするため、計画策定にかかる費用の一部を補助しています。  
（詳しくは33ページをご覧ください。）

H29実績

補助企業	28企業
------	------

## 金融機関・中小企業支援機関との連携

### ● 保証業務研修会の開催

金融機関の皆さまに信用保証協会の現状や取り組み等をご説明し、信用保証制度を適切にご利用いただくため、保証業務研修会を開催しています。

平成29年度は、初めて福島・いわきの2地区で開催したほか、信用保証協会の審査のポイントや経営支援ツールの活用方法などを理解していただくため、ケーススタディを用いた研修を行いました。



### ● 金融機関・関係機関との勉強会開催

金融機関を含め、県内で活動する中小企業支援機関の皆さまにも信用保証協会を身近に感じていただき、中小企業・小規模事業者を支援されるにあたり信用保証制度を適切に活用していただけるよう、各地で勉強会を実施しています。

平成29年度は初の試みとして、金融機関の女性職員の皆さまを対象とした勉強会を実施しました。当協会の女性職員が講師となり講義を行ったほか、業務に関する意見交換など、対話も行っています。



## ●福島県信用金庫協会・信金中央金庫との連携

県内の中小企業・小規模事業者の皆さまに対する経営・金融に係る各種支援をより一層円滑に行うことを目的として、県信用金庫協会様並びに信金中央金庫様と「地方創生実現に向けた業務連携・協力に関する覚書」を平成29年11月15日に締結しました。

今後三者間では、セミナーの共催や各種支援の提供、ノウハウの共有などを図ってまいります。



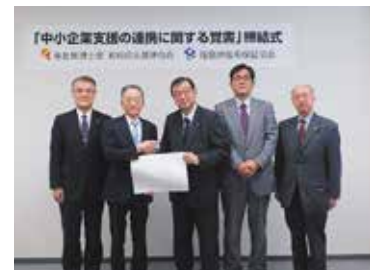
### ◆具体的連携内容

① 対話	・対話を通じ、地域貢献の観点や事業性評価等の活用により経営課題や資金需要等を把握する。
② 業務連携・協力 ・教育研修 ・情報交換	・中小企業者との対話から得られた情報を共有し、経営目標や課題等に対する相互理解を深め、経営改善や生産性向上に資するため、適切な支援策を協議する。 ・中小企業支援に通じた人材の育成を目指す教育研修（勉強会、研修会）等を実施する。 ・本部間で支援事例・実績等を把握し、各支店と成功事例を共有することで、支援内容の充実を図り、実効性を高める。
③ 経営支援 ・再生支援 ・金融支援	・創業、事業承継等のセミナーの共催。 ・ライフステージに応じた各種支援（専門家派遣事業・経営サポート会議・資金提供 等）の提案・提供。 ※ 専門家派遣事業 ・中小企業者が抱える悩みに対し、外部専門家（中小企業診断士）を派遣し、課題解決・改善計画策定の支援を行う事業で、費用は信用保証協会が負担する。 ※ 経営サポート会議 ・信用保証協会が事務局となり、中小企業者等が課題解決に向けた取組みや経営改善計画を説明し、金融機関をはじめ関係機関の支援体制を確立することを目的とした会議。
④ ノウハウ等の情報提供 ・講師派遣	・各種支援、相互協力に係るノウハウ等の情報提供や講師派遣等を通して協力する。

## ●東北税理士会福島県支部連合会との連携

県内中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金繰り、事業発展に向けた取り組み実施により、企業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として、東北税理士会福島県支部連合会様と「中小企業支援の連携に関する覚書」を平成30年2月9日に締結しました。

今後二者間では相談・対話を通じ、企業に対して各種支援を実施してまいります。



### ◆具体的連携内容

① 相談・対話	・関与先企業からの相談・対話に応じ、その振興のため資金需要や経営課題等を把握し、必要に応じ保証協会に相談する。
② 連携 ・創業支援 ・事業承継支援 ・情報交換 ・講師相互派遣 ・保証商品開発	・保証協会の「相談窓口」の周知 ・関与先企業からの相談・対話から得られた情報を共有し、円滑な資金繰り、経営改善や生産性向上に資するため、適切な支援策を協議する。 ・創業支援、事業承継支援に連携して取り組む。 ・連携を実効的なものとするため情報交換を実施する。 ・県内中小企業の振興のため、研修・セミナー等への講師の相互派遣を実施する。 ・連携した保証商品の開発を協議する。
③ 支援策の実施 ・金融支援 ・経営支援 ・再生支援	・各種保証制度等の提案。 ・各種支援（専門家派遣事業、経営サポート会議、資金繰り等）の提案。 ※ 専門家派遣事業 ・中小企業が抱える悩みに対し、外部専門家（中小企業診断士）を派遣し、課題解決・改善計画策定の支援を行う事業。費用は全額信用保証協会負担。 ※ 経営サポート会議 ・信用保証協会が事務局となり、中小企業が課題解決に向けた取組みや改善計画を説明し、金融機関等の支援体制を確立することを目的とした会議。

「あらし」  
プロフィール  
当協会のあゆみ  
信用補完制度  
事業報告  
平成29年度  
信用保証の動向  
経営計画  
保証利用の  
ご案内  
経営支援メニュー  
のご案内  
態勢  
コンプライアンス  
個人情報保護  
組織体制



## 社会貢献活動

### ●一斉清掃活動の実施

毎年、全役職員で一斉清掃活動を実施し、各事務所の周辺や駅周辺のゴミ拾いを行っています。

平成29年度は、平成29年5月16日と平成29年10月24日の2回実施しました。



### ●献血協力

近年、人口減少などにより献血者数・献血量ともに減少傾向にあることから、当協会では積極的に献血に協力しています。



## 広報活動

### ●イメージキャラクターと業務紹介アニメの作成

皆さまに当協会をより身近に感じていただくため、新たにイメージキャラクター「さすけね君®」を作成するとともに、当協会の業務内容を分かりやすく説明したアニメーションを作成しました。アニメーションは当協会ホームページ、またはYouTubeからご覧いただけます。



**さすけね君 相談室**

**まずは福島県信用保証協会に相談だ!!**

**保証協会の紹介ムービーができました!!**

中小企業の皆様、金融機関を始め関係機関の皆様を保証協会をより身近に感じて頂くための協会紹介ムービーを作成しました。  
全4編、親しみやすいアニメーション動画で作成し、協会を分かりやすく紹介しています。  
動画に登場するヒーロー「さすけね君」はここでの登場を機に、当協会イメージキャラクターとして広報活動を推進していきます。是非、ご覧ください。

**さすけね君 プロフィール**

創業や経営のお悩みはさまざま。福島県信用保証協会の「さすけね君」は、そんな皆さんの味方、ヒーローです。大きな手は、みんなをサポートするため。チャームポイントは、福島県信用保証協会のシンボルマーク付きの帽子。マントを着けている空は飛べない...

**キャラクター**

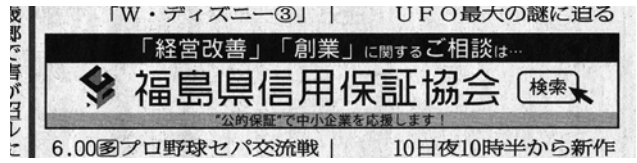
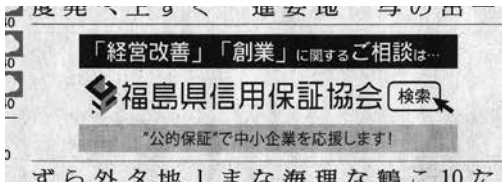
**さすけね君**  
チームボックスの中心に「さすけね君」が活躍し、お客様の悩みを解決し、笑顔を取り戻すためのサポート役です。

**相談 担当者**  
チームボックスのメンバーとして活躍し、お客様の悩みを解決し、笑顔を取り戻すためのサポート役です。

**顔文字**  
チームボックスのメンバーとして活躍し、お客様の悩みを解決し、笑顔を取り戻すためのサポート役です。

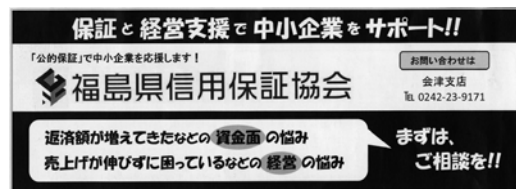
## ●新聞広告

当協会の認知度を高めるための一環として、地元新聞を活用した広報を行っています。



## ●商工会議所所報

中小企業・小規模事業者の皆さまに、当協会の取り組みや支援メニュー等を知っていただくため、県内4つの商工会議所所報に広告を掲載しています。



## ●広報誌「保証月報」の発行

毎月、広報誌「保証月報」を作成し、金融機関、地方自治体、中小企業支援機関、報道機関などに配布しています。

誌面では保証動向に加え、当協会の取り組みやがんばる企業の紹介などを展開しています。



「あいらび」  
プロフィール  
当協会のあゆみ  
信用補完制度  
事業報告  
平成29年度  
信用保証の動向  
経営計画  
保証利用の  
ご案内  
経営支援メニュー  
のご案内  
コンプライアンス  
態勢  
個人情報保護  
組織体制

# 収支計算書

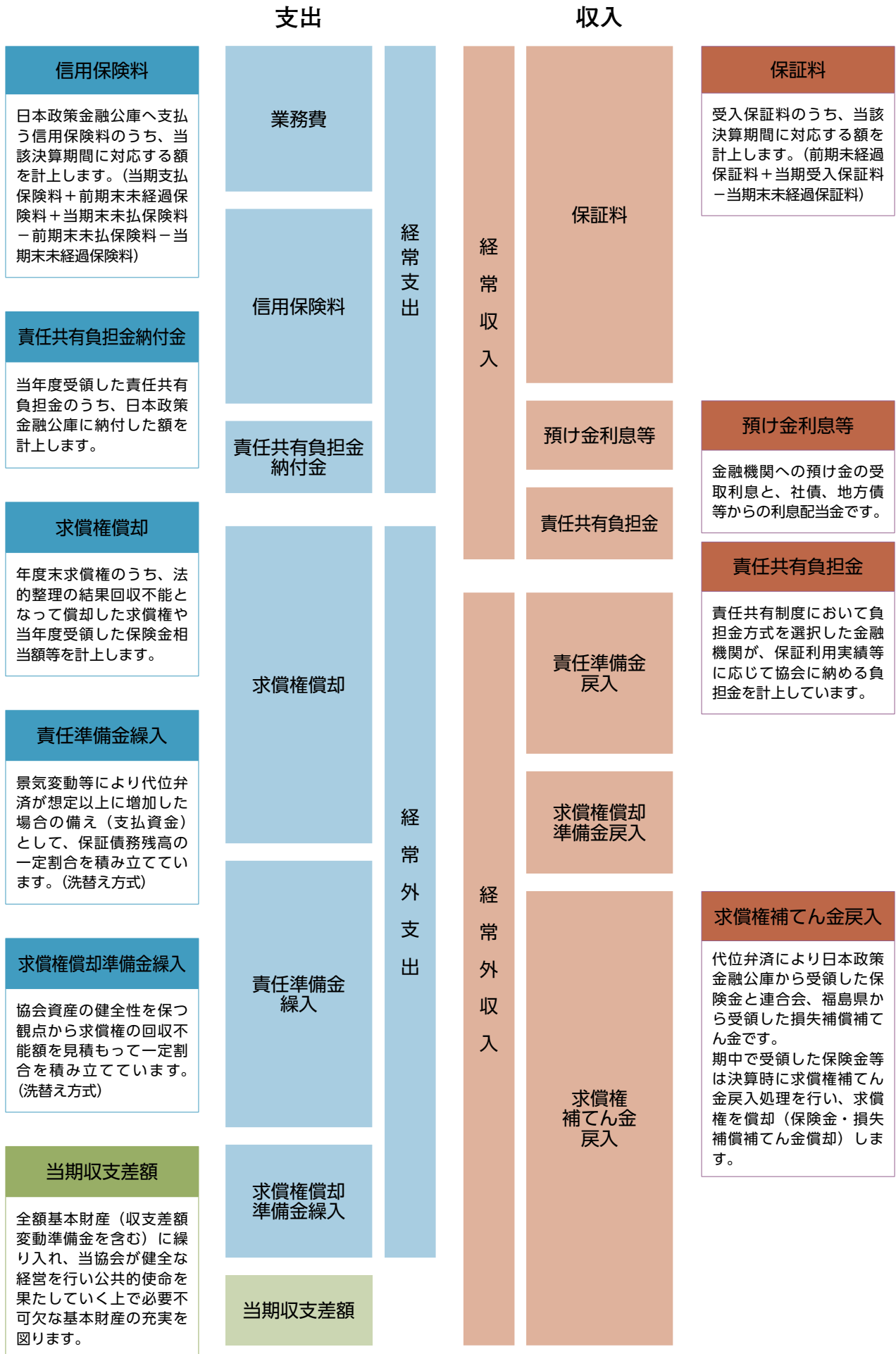
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 入</b>	<b>3,251,235,243</b>
保 証 料	2,290,789,584
預 け 金 利 息	1,385,939
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	208,053,202
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	2,091,349
損 害 金	33,154,363
事 務 補 助 金	417,598,038
責 任 共 有 負 担 金	266,608,000
雑 収 入	31,554,768
<b>経 常 支 出</b>	<b>2,562,939,284</b>
業 務 費	1,134,846,314
役 職 員 給 与	556,019,892
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	47,045,640
そ の 他 人 件 費	102,546,232
旅 費	6,429,126
事 務 費	188,749,459
賃 借 料	66,030,963
動 産 ・ 不 動 産 償 却	42,500,240
信 用 調 査 費	2,997,576
債 権 管 理 費	66,135,164
指 導 普 及 費	29,169,849
負 担 金	27,222,173
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,421,629,678
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	6,463,292
<b>経 常 収 支 差 額</b>	<b>688,295,959</b>
<b>経 常 外 収 入</b>	<b>4,454,132,272</b>
償 却 求 償 権 回 収 金	139,468,263
責 任 準 備 金 戻 入	1,970,530,811
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	133,993,677
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	2,210,139,521
保 険 金	2,062,181,395
損 失 補 償 補 て ん 金	147,958,126
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
<b>経 常 外 支 出</b>	<b>4,661,199,748</b>
求 償 権 償 却	2,619,679,580
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	8,120,000
退 職 金	1,240,755
責 任 準 備 金 繰 入	1,756,854,681
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	275,256,132
そ の 他 支 出	48,600
<b>経 常 外 収 支 差 額</b>	<b>△ 207,067,476</b>
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	162,265,056
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
<b>当 期 収 支 差 額</b>	<b>643,493,539</b>
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	321,000,000
<b>基 本 財 産 繰 入 額</b>	<b>322,493,539</b>

ごあいさつ  
 プロフィール  
 当協会のあゆみ  
 信用補完制度  
 事業報告  
 平成29年度  
 信用保証の動向  
 経営計画  
 保証利用の  
 ご案内  
 経営支援メニュー  
 のご案内  
 コンプライアンス  
 態勢  
 個人情報保護  
 組織体制

# 収支計算書の用語解説



- 「あらい」
- プロフィール
- 当協会のあゆみ
- 信用補完制度
- 平成29年度事業報告
- 信用保証の動向
- 経営計画
- 保証利用のご案内
- 経営支援メニューのご案内
- コンプライアンス態勢
- 個人情報保護
- 組織体制



# 貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	100,000	基 本 財 産	22,607,064,326
現 金	100,000	基 金	6,293,695,500
小 切 手	0	基 金 準 備 金	16,313,368,826
預 け 金	13,665,687,034	制 度 改 革 促 進 基 金	64,787,350
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	6,620,335,459
普 通 預 金	260,123,775	責 任 準 備 金	1,756,854,681
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	275,256,132
定 期 預 金	13,397,029,455	退 職 給 与 引 当 金	698,512,144
郵 便 貯 金	8,533,804	損 失 補 償 金	1,188,548,922
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	283,464,800,047
有 価 証 券	26,595,490,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	21,693,490,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	4,900,000,000	借 入 金	4,600,000,000
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	4,600,000,000
動 産 ・ 不 動 産	971,492,836	雑 勘 定	6,343,464,404
事 業 用 不 動 産	894,505,726	仮 受 金	116,034,384
事 業 用 動 産	76,987,110	保 険 納 付 金	71,991,312
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	7,071,816
損 失 補 償 金 見 返	1,188,548,922	未 経 過 保 証 料	6,146,082,562
保 証 債 務 見 返	283,464,800,047	未 払 保 険 料	1,374,543
求 償 権	976,322,209	未 払 費 用	909,787
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	757,182,417		
仮 払 金	14,670,412		
保 証 金	300,000		
厚 生 基 金	54,798,672		
連 合 会 勘 定	5,579,621		
未 収 利 息	39,446,941		
未 経 過 保 険 料	642,386,771		
合 計	327,619,623,465	合 計	327,619,623,465

# 財産目録

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	100,000	責 任 準 備 金	1,756,854,681
預 け 金	13,665,687,034	求 償 権 償 却 準 備 金	275,256,132
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	698,512,144
有 価 証 券	26,595,490,000	損 失 補 償 金	1,188,548,922
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	283,464,800,047
動 産 ・ 不 動 産	971,492,836	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	1,188,548,922	借 入 金	4,600,000,000
保 証 債 務 見 返	283,464,800,047	雑 勘 定	6,343,464,404
求 償 権	976,322,209		
雑 勘 定	757,182,417		
合 計	327,619,623,465	合 計	298,327,436,330
		正 味 財 産	29,292,187,135

# 貸借対照表の用語解説

	借方	貸方	
<p><b>現金・預け金</b></p> <p>保証利用の促進及び代位弁済の支払準備資産として金融機関へ預託しています。</p>	現金・預け金	基本財産	<p><b>基本財産</b></p> <p>株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金及び金融機関等負担金、ならびに収支差額から繰り入れる基金準備金の2つから構成されています。</p>
<p><b>有価証券</b></p> <p>安全有利な資産運用を行うため、社債・地方債等を保有しています。</p>			<p><b>収支差額変動準備金</b></p> <p>収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。</p>
<p><b>損失補償金見返</b></p> <p>貸方の損失補償金のうち、地方公共団体が行う損失補償限度額の見返として計上しています。</p>	有価証券	<p><b>責任準備金</b></p> <p>将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務残高に対して一定の割合で積み立てています。</p>	<p><b>責任準備金</b></p> <p>将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務残高に対して一定の割合で積み立てています。</p>
<p><b>求償権</b></p> <p>代位弁済した金額から、回収金や日本政策金融公庫からの保険金等による求償権の償却分を控除した額です。</p>		<p><b>収支差額変動準備金</b></p>	<p><b>損失補償金</b></p> <p>地方公共団体等が信用保証協会の代位弁済に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。</p>
<p><b>未經過保険料</b></p> <p>当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。</p>		<p><b>責任準備金</b></p>	<p><b>借入金</b></p> <p>地方公共団体及び全国信用保証協会連合会からの借入を計上します。</p>
		<p><b>求償権償却準備金</b></p>	<p><b>未經過保証料</b></p> <p>受入保証料のうち、当該決算期間の未經過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。</p>
	<p><b>退職給与引当金</b></p>	<p><b>借入金</b></p>	
	<p><b>動産・不動産</b></p>	<p><b>損失補償金</b></p>	
	<p><b>損失補償金見返</b></p>	<p><b>借入金</b></p>	
	<p><b>求償権</b></p>	<p><b>借入金</b></p>	
	<p><b>未經過保険料</b></p>	<p><b>借入金</b></p>	

※ 保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）は同額のため、この表からは除いています。

「あらし」  
プロフィール  
当協会のあゆみ  
信用補完制度  
平成29年度  
事業報告  
信用保証の動向  
経営計画  
保証利用の  
ご案内  
経営支援メニュー  
のご案内  
コンプライアンス  
態勢  
個人情報保護  
組織体制

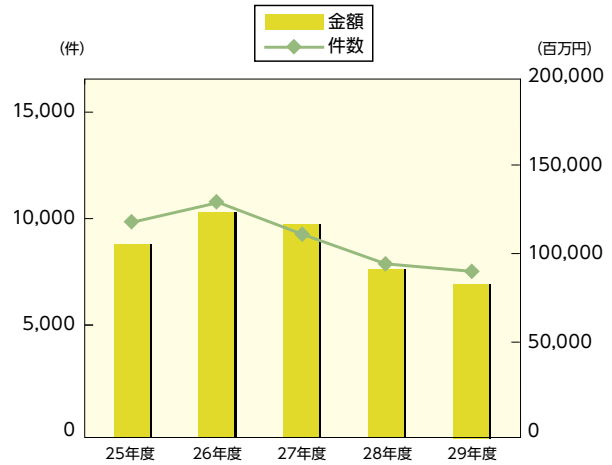
# 信用保証の動向

## 1 主要業務数値（5年間の推移）

### 保証承諾

(単位:百万円、%)

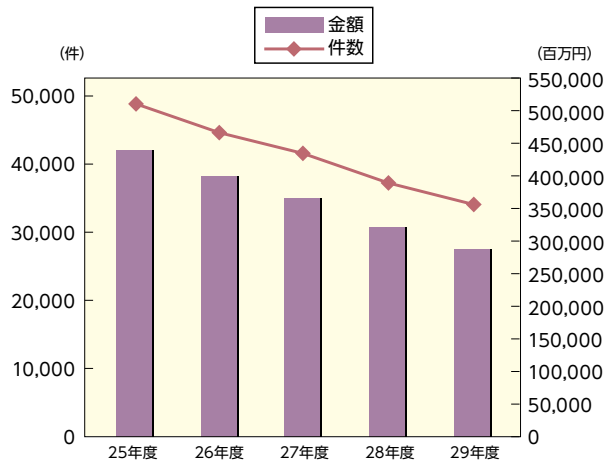
	件数	金額	前年度比
25年度	9,765	102,300	121.6
26年度	10,216	123,197	120.4
27年度	9,573	117,033	95.0
28年度	7,937	92,198	78.8
29年度	7,243	87,664	95.1



### 保証債務残高

(単位:百万円、%)

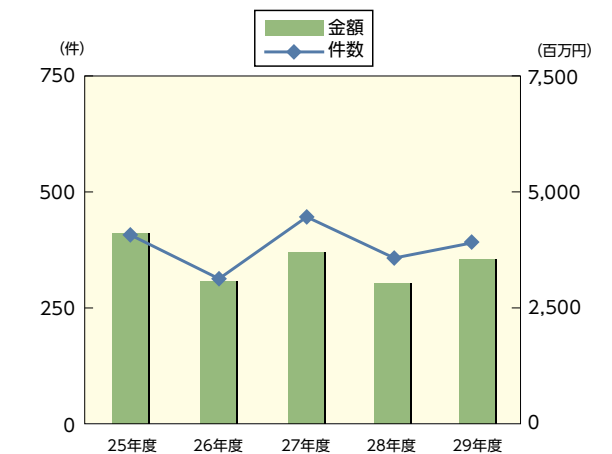
	件数	金額	前年度比
25年度	48,430	437,780	92.5
26年度	44,633	396,638	90.6
27年度	41,458	363,455	91.6
28年度	36,968	319,374	87.9
29年度	33,426	283,465	88.8



### 代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	前年度比
25年度	396	4,069	119.0
26年度	289	2,928	72.0
27年度	416	3,525	120.4
28年度	358	3,025	85.8
29年度	397	3,489	115.3

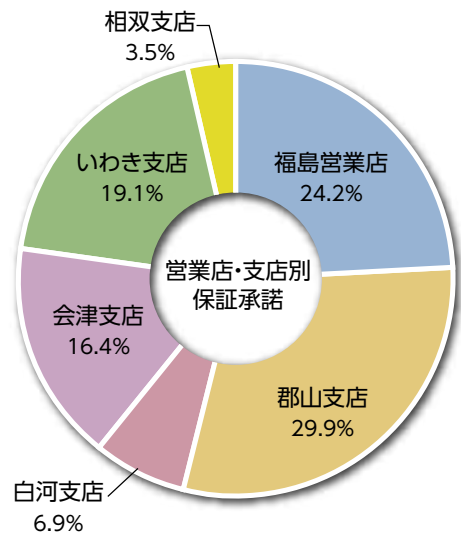


## 2 項目別保証の動向 (29年度)

### 営業店・支店別保証承諾

(単位:百万円、%)

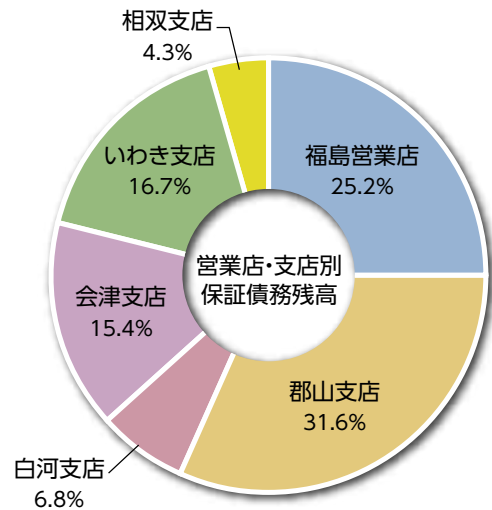
	件数	金額	構成比	前年度比
福島営業店	1,855	21,172	24.2	87.3
郡山支店	2,281	26,173	29.9	92.0
白河支店	500	6,052	6.9	80.4
会津支店	1,282	14,411	16.4	103.2
いわき支店	1,156	16,767	19.1	109.5
相双支店	169	3,090	3.5	114.6
合計	7,243	87,664	100.0	95.1



### 営業店・支店別保証債務残高

(単位:百万円、%)

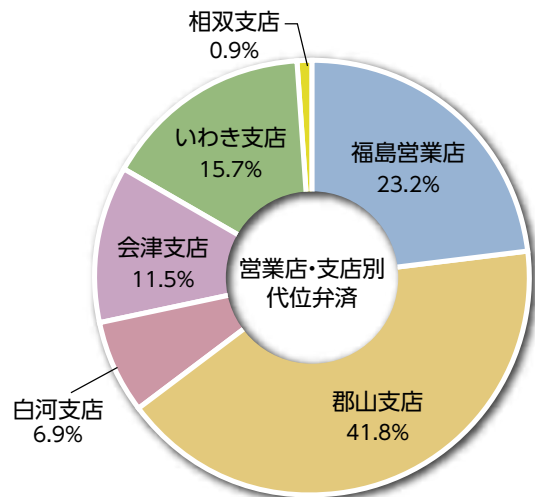
	件数	金額	構成比	前年度比
福島営業店	8,642	71,474	25.2	87.1
郡山支店	10,685	89,534	31.6	88.2
白河支店	2,318	19,416	6.8	82.0
会津支店	5,462	43,680	15.4	92.6
いわき支店	5,242	47,241	16.7	93.6
相双支店	1,077	12,121	4.3	84.2
合計	33,426	283,465	100.0	88.8



### 営業店・支店別代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年度比
福島営業店	106	808	23.2	100.5
郡山支店	147	1,460	41.8	140.1
白河支店	30	241	6.9	118.9
会津支店	69	401	11.5	67.3
いわき支店	41	547	15.7	147.6
相双支店	4	33	0.9	321.2
合計	397	3,489	100.0	115.3



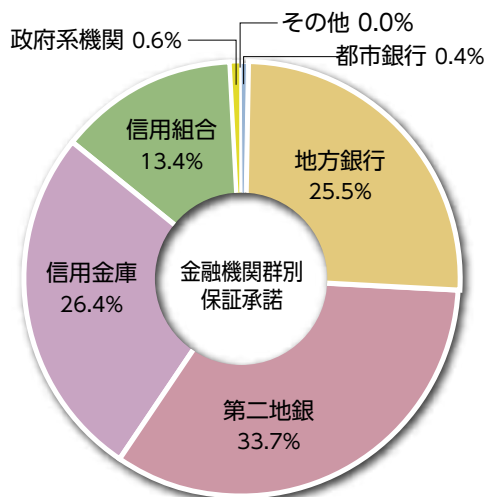
ごあいさつ  
プロフィール  
当協会のあゆみ  
信用補完制度  
平成29年度  
事業報告  
信用保証の動向  
経営計画  
保証利用の  
ご案内  
経営支援メニュー  
のご案内  
コンプライアンス  
態勢  
個人情報保護  
組織体制



### 金融機関群別保証承諾

(単位:百万円、%)

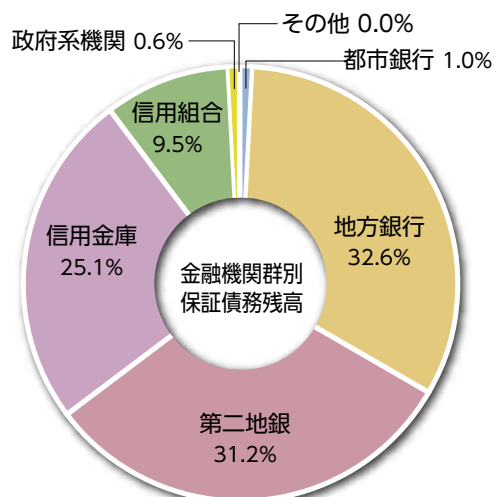
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	19	390	0.4	99.6
地方銀行	1,438	22,323	25.5	88.1
第二地銀	2,210	29,598	33.7	98.0
信用金庫	2,048	23,132	26.4	97.0
信用組合	1,502	11,717	13.4	99.6
政府系機関	26	504	0.6	75.3
その他	-	-	-	-
合計	7,243	87,664	100.0	95.1



### 金融機関群別保証債務残高

(単位:百万円、%)

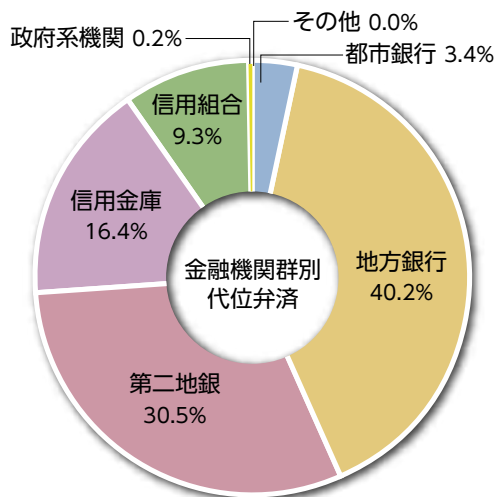
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	186	2,706	1.0	76.3
地方銀行	8,929	92,340	32.6	84.3
第二地銀	9,989	88,541	31.2	90.1
信用金庫	9,431	71,200	25.1	90.8
信用組合	4,769	26,877	9.5	96.0
政府系機関	122	1,800	0.6	104.6
その他	-	-	-	-
合計	33,426	283,465	100.0	88.8



### 金融機関群別代位弁済

(単位:百万円、%)

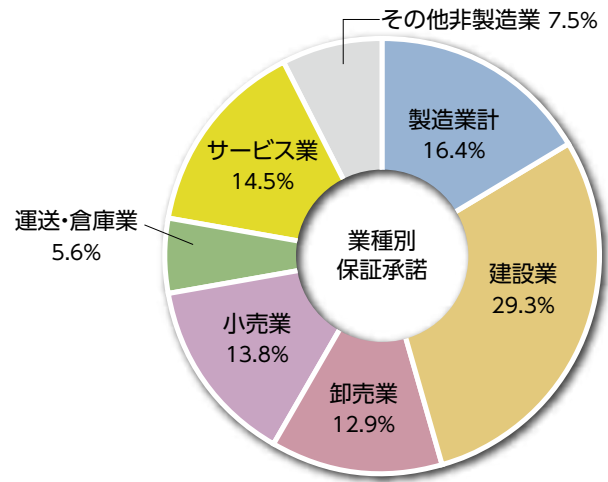
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	7	120	3.4	275.9
地方銀行	127	1,401	40.2	124.8
第二地銀	100	1,064	30.5	146.3
信用金庫	91	571	16.4	63.5
信用組合	71	326	9.3	141.3
政府系機関	1	7	0.2	779.6
その他	-	-	-	-
合計	397	3,489	100.0	115.3



## 業種別保証承諾

(単位:百万円、%)

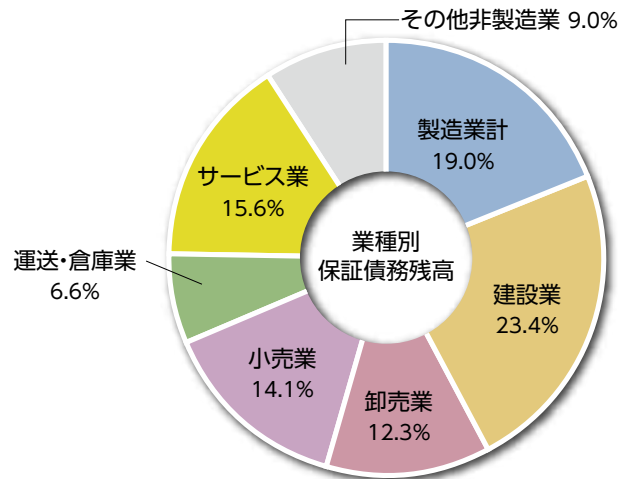
	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	151	2,797	3.2	95.6
機械工業	154	2,357	2.7	91.3
金属工業	123	2,288	2.6	105.4
電気機器工業	85	1,549	1.8	112.9
その他製造業	495	5,383	6.1	89.2
製造業計	1,008	14,374	16.4	95.3
建設業	2,309	25,660	29.3	93.8
卸売業	743	11,319	12.9	92.3
小売業	1,181	12,136	13.8	98.4
運送・倉庫業	259	4,921	5.6	88.1
サービス業	1,103	12,715	14.5	101.1
その他非製造業	640	6,540	7.5	93.4
非製造業計	6,235	73,291	83.6	95.0
合計	7,243	87,664	100.0	95.1



## 業種別保証債務残高

(単位:百万円、%)

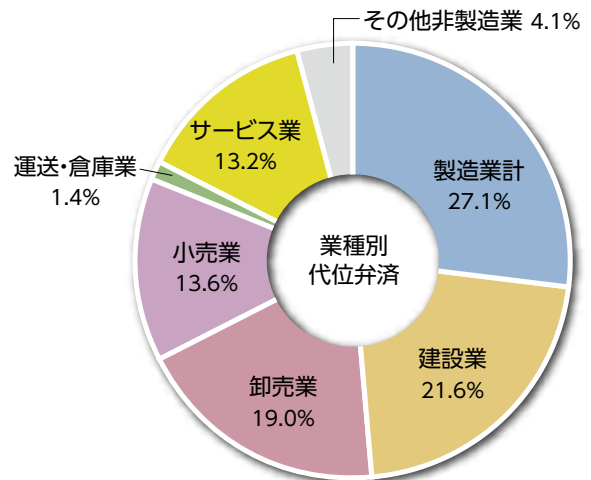
	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	815	9,324	3.3	90.4
機械工業	834	8,797	3.1	84.4
金属工業	701	8,896	3.1	86.1
電気機器工業	518	6,328	2.2	92.1
その他製造業	2,486	20,532	7.3	87.1
製造業計	5,354	53,877	19.0	87.6
建設業	8,840	66,244	23.4	88.0
卸売業	3,316	34,828	12.3	88.4
小売業	5,528	40,029	14.1	89.0
運送・倉庫業	1,591	18,612	6.6	87.1
サービス業	5,388	44,146	15.6	90.1
その他非製造業	3,409	25,729	9.0	92.6
非製造業計	28,072	229,588	81.0	89.0
合計	33,426	283,465	100.0	88.8



## 業種別代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	11	71	2.0	17.6
機械工業	10	199	5.7	195.6
金属工業	14	128	3.7	109.1
電気機器工業	9	74	2.1	-
その他製造業	33	473	13.6	164.8
製造業計	77	945	27.1	103.8
建設業	81	754	21.6	111.0
卸売業	65	662	19.0	214.6
小売業	72	473	13.6	112.6
運送・倉庫業	7	49	1.4	-
サービス業	51	462	13.2	80.9
その他非製造業	44	144	4.1	105.1
非製造業計	320	2,544	72.9	120.3
合計	397	3,489	100.0	115.3



「あらし」  
プロフィール  
当協会のあゆみ  
信用補完制度  
平成29年度  
事業報告  
信用保証の動向  
経営計画  
保証利用の  
ご案内  
経営支援メニュー  
のご案内  
コンプライアンス  
態勢  
個人情報保護  
組織体制

## 第5次中期事業計画（平成30年度～平成32年度）

福島県信用保証協会は、公的保証機関として中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成30年度から32年度までの3ヵ年間の業務上の基本方針として、以下に掲げる項目を重点とし取り組んでまいります。

### 1 復興段階に応じた企業支援の取り組み

- ① 個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努め、企業の実情に即した各種保証制度を活用し積極的に対応します。
- ② 「震災関連保証」の継続を要請するとともに、特例保険の終了を見据え、代替する制度創設等も働きかけていきます。
- ③ 積極的に企業を訪問し、経営状況やニーズに即した保証制度の提案を行い利用向上を図ります。
- ④ 単なる資金繰り支援に止まらず、金融と経営の一体的支援を進め、中小企業等の経営力の強化に取り組めます。
- ⑤ 新たに開始される「経営者保証を不要とする取扱い等」へ適切に対応します。
- ⑥ 中小企業等の経営改善や事業再生を着実に進めていくため、各種関係機関との連携・協力を推進します。
- ⑦ 未だ震災の影響に苦しむ中小企業等の二重債務問題解消や経営改善の支援について、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の支援期限について周知を行いながら、関係機関と連携し積極的に取り組みます。

### 2 金融機関との適切なリスク分担・連携への取り組み

- ① 金融機関の支援方針を踏まえ、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせるリスク分担を進め、中小企業等の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を図ります。
- ② 金融機関との対話・連携を深めるため、各種施策を実施します。
- ③ 経営等の相談窓口を通して、金融機関を紹介する取り組みに努めます。

### 3 経営支援・事業承継等への取り組み

- ① 経営課題を抱える中小企業等については、関係機関と連携し、企業の実情に即した専門家派遣等の支援ツールを活用した経営改善支援に取り組めます。
- ② 創業先、大口先等については、金融機関と連携・協力し、フォローアップ体制の充実を図りながらきめ細やかな期中支援に取り組めます。
- ③ 返済緩和の条件変更を行うなど、財務上の問題を抱える中小企業等について、関係機関と連携し再生支援や経営改善支援に取り組めます。
- ④ 経営者が高齢化している中小企業等に対し、事業承継関連保証制度の利用促進を図りながら、関係機関と連携し、事業承継の支援に取り組めます。

### 4 効率性を重視した管理・回収への取り組み

- ① 震災の被災者については、実態把握に努め、実情に即したきめ細やかな対応と継続した折衝により回収の促進に取り組めます。
- ② 早期に債務者等の実態を把握することで適切な求償管理と回収策を講じ、定期回収の底上げ・一括返済の促進を図ります。
- ③ サービサーを有効活用し、また、綿密な連携を図ることにより回収を促進します。

### 5 信頼され、求められる存在となるための取り組み

- ① 多様化するニーズに対応するため、採用活動や研修内容の見直し、中小企業診断士等の資格取得の奨励により、人材の確保・育成、職員の資質向上を図ります。
- ② 持続的な運営を確立し、県内中小企業のセーフティネットとしての機能を確実に果たすことができるよう、効率的な経営に努めるとともに、国・県等に対して補助金等の増額、損失補償制度の充実などの財政支援について要望していきます。
- ③ これまで以上に信頼・必要とされる存在となるため、広報手段の多様化や質的向上に取り組め、金融機関・関係機関との連携強化、中小企業等に対する協会業務の周知・浸透を図ります。
- ④ 新システムの安定運用と信用補完制度改正に伴うシステム対応等について、共同化システムセンターと連携して取り組みます。
- ⑤ 平成30年度コンプライアンス・プログラムを策定し、法令の遵守に努めるとともに、リスク管理とコンプライアンス態勢の強化を図ります。
- ⑥ 個人情報漏えい防止のための対応と個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底を図るための研修に取り組めます。
- ⑦ 事業継続計画（BCP）の周知徹底を図ります。
- ⑧ 次年度の創立70周年に向け、周年記念事業等の実施準備を進めます。

# 平成30年度経営計画

## 1 業務環境

県内中小企業の業況感を表す業況DIはこのところ着実に改善しているものの、震災から7年が経過し、地域や業種によって業況には差が生じています。

特に、県内の企業倒産は震災前と比較して依然低水準ではあるものの、件数・金額ともに3年連続で増加しており、予断を許さない状況となっています。また、業況が堅調な先でも後継者の不在や人員不足等の問題から廃業を選択する企業が現れるなど、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

今後については、平成32年度の「復興・創生期間」終了が景気の押下げ要因となる懸念がある一方、本県では、風評払拭・風化防止対策の強化による農林水産業や観光業の復興再生の加速化、福島イノベーション・コースト構想（廃炉研究、再生可能エネルギー産業の集積等）の推進による浜通り地区の再生、医療関連産業、ロボット産業、航空宇宙産業の集積等を通じた販路の復活・拡大や企業の誘致等に取り組んでおり、これらの動向が本県中小企業等に与える影響について注意深く見ていく必要があります。

## 2 業務運営方針

本計画の期間は、平成30年4月の新たな信用補完制度のスタート、平成31年の当協会創立70周年、平成32年の震災からの「復興・創生期間」最終年度を迎えるなど、当協会にとってターニングポイントとなる重要な時期にあたり、平成30年度はその初年度になります。

このため当協会は、震災からの復興再生を最優先に取り組む一方、新しい信用補完制度の下、金融機関との適切なリスク分担と連携強化、経営支援の着実な推進に努めていきます。

とりわけ、低金利状況下における保証料の割高感などから保証利用の低迷が続いている今こそ、保証料を支払う価値のあるサービスの提供を目指して取り組みます。

また、取り組みにあたっては「ブラッシュアップ バリュアアップ グローアップ」の3つのアップをスローガンに、中小企業等の事業改善、経営力向上、成長発展を伴走支援していくとともに、当協会自からも、業務の継続的改善、質的向上を図り、変化に対応できる組織づくりに努めます。

## 3 重点課題の取り組み

### 【保証部門】

震災からの復興再生を最優先に、新たな信用補完制度の下、金融機関とは対話を通じ適切なリスク分担・連携強化を進め個々の企業の実情に即した保証に取り組み、県内中小企業等の振興・発展を図ってまいります。

- (1) 復興段階に応じた企業支援の取り組み
- (2) 金融機関との適切なリスク分担・連携への取り組み

### 【期中管理・経営支援部門】

個々の企業の実情に即した経営支援を行い、特に、既に経営の安定に支障を来している先や条件変更先には、関係機関との連携を強化し、早急に経営改善の支援や借換等による返済正常化に取り組み、代位弁済の抑制に努めます。

また、企業の休・廃業が進むなか創業支援を一層強化するとともに、経営者の高齢化が進展している状況を踏まえ事業承継の支援を行います。



金融機関をはじめとする関係機関との連携を強化しながら、課題解決に向けた支援の取り組みを強化してまいります。

- (1) 創業支援の強化
- (2) 期中支援・事業承継支援の強化
- (3) 再生支援の強化
- (4) 連携支援の強化

### 【回収部門】

被災した求償債務者等に対しては、その復興・生活再建状況に応じ、引き続き柔軟な対応に努めます。また、早い段階で適切な回収方針を決定するとともに、サービスの有効活用等により効率性を高めつつ回収の最大化を図っていきます。「経営者保証に関するガイドライン」等の公的施策については、求償債務者等の事業再生等への取り組み意欲の増進が図られるようその趣旨に即した対応に努めます。

- (1) 被災者への対応
- (2) 早期回収の着手
- (3) 実情に即した適切な回収方針
- (4) サービスの有効活用

### 【その他間接部門】

公的保証機関として社会的責任を果たすため、また、地域社会の一員として今まで以上に信頼され、必要な存在となるため、法令や社会規範の遵守に努めるとともに、安定した財政基盤と運営体制を確保していきます。そのために、業務の効率化による人的資源の確保、多様化する顧客ニーズ等に対応できる人材の育成等を通じ、「保証料を支払う価値のあるサービス」を提供し、顧客満足度を高めてまいります。

加えて、平成31年には創立70周年を迎えることから、周年記念事業の実施等にも取り組んでまいります。

- (1) 総務関係
  - ①業務の効率化と人材育成・人材確保に向けた取り組み
  - ②財政基盤の強化
  - ③創立70周年に向けた取り組み
- (2) 広報関係
  - ①情報発信力の強化
- (3) システム関係
  - ①新システムの安定運用及び関係機関との連携対応
  - ②新システムの新規開発・変更時の円滑な対応
- (4) コンプライアンス関係
  - ①内部検査態勢の充実
  - ②法令等遵守の推進と個人情報漏えい防止など情報セキュリティ態勢の強化
  - ③反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止
  - ④災害時における事業継続のための体制強化

## 4 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	95,000	95.0
保証債務残高	264,000	91.0
代位弁済	5,000	100.0
実際回収	1,050	87.5

※ 実際回収とは、元金及び損害金の回収をいいます。

経営計画の詳細は当協会ホームページで公表しています。



# 保証利用のご案内

## ご利用になれる保証の限度額

	個人・法人	組 合
一 般 保 証	2億円	4億円
無 担 保 保 証	8,000万円	8,000万円
無 担 保 無 保 証 人 保 証	2,000万円	2,000万円

- ① 東日本大震災復興緊急保証は、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ② セーフティネット保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ③ 災害関係特例保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。  
ただし、①②③は合わせて無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円です。  
また、②と③は総枠で2億8,000万円以内です。
- ④ 特定社債保証については、セーフティネット保証及び危機関連保証を除く一般保証、無担保保証と、合計で5億円が限度となります。
- ⑤ 流動資産担保融資保証は、他の保証と別枠でご利用できます。
- ⑥ 無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。
- ⑦ その他、公害防止・エルギー対策・新事業開拓・海外投資関係保証等で上記保証の限度額とは別に取扱できる保証もありますので、各支店にお気軽にご相談ください。

## 保証をご利用になれる方

個人事業者及び会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。  
なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

### 住所・営業実績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。  
営業年数は問わず現に事業（保証対象業種）を営んでいること。  
なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

### 資本金・従業員数

事業の規模（資本金・従業員数）が次の条件にあてはまること。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業等（建設業、運送業等）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ - ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政 令 特 例 業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ - ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

- ※ 従業員は、常時使用する従業員数となります。  
なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。

- ※ 法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。
- ※ 個人、特定非営利活動法人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。
- ※ 宗教法人・学校法人・有限責任事業組合（LLP）等は保証の対象となりません。

## 資金使途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金又は設備資金などの事業資金であることが必要となります。

生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

## 保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業（一部対象業種あり）、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業等は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## 連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

1. 実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
2. 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

## 担保

担保は必要な場合があります。

## 責任共有制度

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様に対するより一層の支援を行うことができるようにすることを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆様にご負担いただく信用保証料は同じです。

## 負担割合

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会 80%	金融機関 20%
-------------	-------------

## 責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

### 【責任共有制度の対象外となる主な保証】

- ・ ※小口零細企業保証(「全国小口」)
- ・ 福島県小規模企業支援資金融資保証(上記制度に準拠して創設された県制度、「県小規模」)
- ・ 無担保無保証人制度(特別小口保険に係る)保証
- ・ 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証
- ・ 災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証



※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。  
保証限度額：2,000万円（既保証残高を含む）  
対象事業者：常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の個人及び法人等

## 保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

### 保証料率体系

保証料率は、ご利用される中小企業の皆様の経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット（経営安定関連）保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率(%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注) 責任共有保証料率は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。

注) 責任共有外保証料率は、保証委託額（100%保証ですので、貸付金額と同額となります）に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。

注) 特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証又は当座貸越根保証のことをいいます。

注) 県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

### 料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省（中小企業庁）のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（Credit Risk Database）」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

### 割引制度

当協会では、全国統一割引に加え、制度によっては基準となる保証料の引き下げを実施し、中小企業の資金調達コストの負担軽減を図っております。

#### 【全国統一割引】

1. 会計参与設置に関する割引（略称：会計参与割引） 0.1% 割引
2. 有担保保証に対する割引（略称：有担保割引） 0.1% 割引

#### 【保証料率を引き下げている主な保証制度】

- ・東日本大震災復興緊急保証
- ・ふくしま復興特別資金（復興枠）
- ・ダブルサポート保証（結）
- ・創業等関連保証
- ・創業関連保証
- ・福島県起業家支援保証

## 主な保証制度のご案内

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。

さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県及び市町村が財政措置を講じ実施している保証制度もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

＜ご利用の目安＞	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円(組合4億円)	必要な期間	年0.45～1.90%※
	無担保保証	8千万円	原則5年以内	①②適用
大口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39～1.62%※ ①②適用
小口資金を反復・継続的に	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	1年間もしくは2年間	(無保証人 年0.90%※ ①適用)
小規模事業者の方の資金調達に	県小規模企業支援保証	2,000万円 (但し、既存保証額と合算 して2,000万円)	運転 7年以内 設備 10年以内 (無保証人 5年以内)	年0.15～1.10%※ ①②適用 (無保証人 年0.90%※ ①適用)
手形借入・割引を継続的に	根保証(一般) 根保証(手割)	2億円	1年以内	(一般) 年0.45～1.90%※ ①②適用 (手割) 年0.39～1.62%※ ①②適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円 (発行価額限度5億6千万円)	2年～7年 (年単位)	年0.45～1.90%※ ①②適用
売掛債権及び棚卸資産による 資金調達に	流動資産担保融資保証	2億円 (借入限度2億5千万円)	根保証 1年間 個別保証 既発生債権 6カ月以内 将来債権 1年以内	年0.68%※ (県短期併用 年0.60% ※)①適用
借換による資金繰りの改善に	借換保証	2億8千万円 但し、中小企業信用保険 法 第2条第5項第6号認定 に係る限度額は 3億8千万円 (組合4億8千万円)	原則として10年以内  条件変更改善型借換保証 15年以内	利用する各制度に定める 料率・割引適用 セーフティネット併用 ①適用 1～4、6号年0.80%※ 5、7、8号年0.75%※
	県経営環境改善保証	5千万円	15年以内	年0.45～1.60%※ ①②適用 セーフティネット併用 ①適用 1～4、6号年0.70%※ 5、7、8号年0.65%※
有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	運転 5千万円 設備 1億円 (併用する場合は1億円)	10年以内 (ただし、土地・建物を取得 する場合20年以内)	年0.45～1.60%※ ①②適用 セーフティネット併用 ①適用 1～4、6号年0.70%※ 5、7、8号年0.65%※
	市町村合理化資金 等保証	市町村の定めにより 3百万円～3千万円	市町村の定めによる	市町村の定めにより 年0.00%～1.90%※ ①②適用
海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円 (組合4億円)	10年以内	年1.15%※ ①②適用

ごあいさつ
プロフィール
当協会のあゆみ
信用補完制度
事業報告
平成29年度
信用保証の動向
経営計画
保証利用のご案内
経営支援メニュー
コンプライアンス
態勢
個人情報保護
組織体制

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般枠 強化法の承認、旧創造法の認定、旧産業再生法の認定等、特許等を有する方 5千万円 それ以外の方2千万円 (但し創業者については、自己資金の5倍を限度)</li> <li>創業等関連保証枠 1千5百万円</li> <li>創業関連保証枠 2千万円</li> </ul>	10年以内	一般枠 年0.15～1.15%※ ①②適用 創業等関連保証枠 年0.40%※ ①適用 創業関連保証枠 年0.35%※ ①適用
	創業等関連保証	1千5百万円 他の保証と合算した限度額は創業関連保証に同じ (但し、事業を営んでいない個人の創業者については自己資金額を限度)	10年以内	年0.70%※ ①適用
	創業関連保証	2千万円 創業関連、再挑戦支援保証と合算して2千万、更に創業等関連保証併用で3千5百万円 (但し、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円)	10年以内	年0.65%※ ①適用
取引先の倒産、業界不振または災害による経営の安定に	セーフティネット(経営安定関連)保証  経済産業大臣が指定した認定要件 1～8号のいずれかの認定を受けた方	1号～5号及び7号～8号 2億8千万円 (組合 4億8千万円)  6号 3億8千万円 (組合 4億8千万円)	運転 10年以内  設備 20年以内	1～4、6号年0.80%※ 5、7、8号年0.75%※ 県短期・県長期併用 上記保証料率より0.1%割引※ ①適用
経営の安定または災害による事業再建、経営の安定に	県緊急経済対策資金融資保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>外的変化対応資金 運転 5千万円 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円)</li> </ul>	10年以内	年0.35%～1.35%※ ①②適用
		<ul style="list-style-type: none"> <li>経営安定特別資金 (セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定を受けた方) 5千万円</li> </ul>	10年以内	セーフティネット 年0.65%※ 危機関連年0.70%※ ①適用
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ふくしま復興特別資金 復興枠 8千万円 激甚対策枠 8千万円</li> </ul>	15年以内  10年以内	年0.5%※ ①適用

＜ご利用の目安＞	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
事業の成長・発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部15年以内)	年0.35%～1.35%※ 福島県次世代育成支援 企業認証 年0.25%～1.25%※ 雇用促進枠 年0.05%～1.05%※ ①②適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ①適用
災害による事業再建、経営の安定に	災害関係保証 (事業用資産に被災を受けた罹災証明書を有する方)	・災害関係保証(東日本大震災) (平成31年3月31日貸付実行分まで) 適用地域:全国 無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ①適用
	東日本大震災復興緊急保証 (市区町村が発行する罹災証明書・書類を有する方)	無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ①適用
経営力の強化を図るために	経営力強化保証	無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合4億円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保証協会付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内	責任共有 年0.45～1.75%※ ①②適用 責任共有対象除外の場合 年0.50～2.00%※ ①②適用
	福島県経営力強化保証	5千万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保証協会付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内	責任共有 年0.35～1.25%※ ①②適用 責任共有対象除外の場合 年0.40～1.40%※ ①②適用
プロパー融資との協調融資に	ダブルサポート保証(結)	2億円以内 (本資金に必要な借入金のうち30%以上について金融機関の協調融資が必要)	運転 10年以内 設備 20年以内	年0.35%～1.80%※ ①②適用
安定した資金繰りを行うために	継続サポート(どっしりくん)	1千万円 一企業一口限り	運転 1年以内	年0.45%～1.90%※ ①②適用
事業承継をお考えの方に	福島県事業承継・業種転換資金融資保証	5千万円	10年以内	年0.25～1.25%※ ①②適用

保証料率の※は保証料率割引制度の適用について  
①会計参与割引を行う。②有担保割引を行う。

「あらい」  
プロフィール  
当協会のあゆみ  
信用補完制度  
平成29年度  
事業報告  
信用保証の動向  
経営計画  
保証利用の  
「案内」  
経営支援メニュー  
の「案内」  
コンプライアンス  
態勢  
個人情報保護  
組織体制



# 経営支援メニューのご案内

保証協会を利用されている方のみならず、創業をお考えの方まで、営業店・支店と経営支援室が一体となって、中小企業の皆様の状況に応じた様々な経営支援施策をご用意しておりますので、お気軽にご相談下さい。

## 専門家派遣事業

中小企業の皆様のニーズに応じて、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

### 【相談内容例】

- 新たに事業を開始したい。
- 新たな販路を開拓したい。
- 経営ビジョンをつくりたい。
- コストダウンを図りたい。
- 創業後の事業を軌道に乗せたい。
- 事業を後継者に引き継ぎたい。

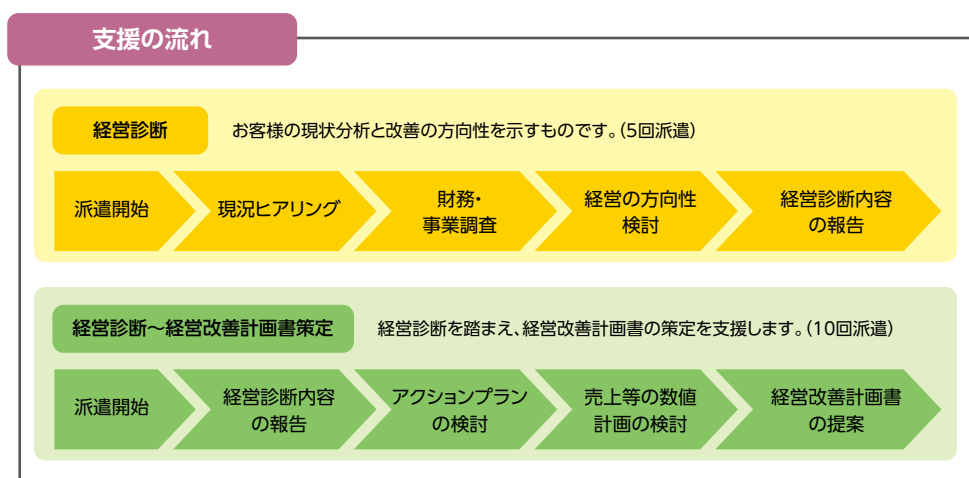
## ○福島県中小企業診断協会と連携した専門家派遣

### 【対象となる方】

- ・事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- ・原則として保証協会を利用している方が対象となります。

### 【派遣費用・回数】

- ・無料（全額協会負担）
- ・経営診断と改善計画策定との合計で、最大10回となります。



## ○「ミラサポ」を利用した専門家派遣

当協会は、ふくしま中小企業支援プラットフォームの構成機関となっており、中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向けの支援ポータルサイト『ミラサポ』を通じた専門家派遣の利用ができます。

専門家派遣による支援の実施にあたっては、『ミラサポ』への登録が必要となります（ご登録にはメールアドレスが必要です）。

詳しくは、「ミラサポ 未来の企業★応援サイト」をご覧ください。

### 【対象となる方】

- ・事業経営で悩みを抱え、解決に向け専門家の派遣を希望される方。
- ・当協会のご利用の有無にかかわらず利用ができます。

### 【派遣費用・回数】

- ・無料 ※最大3回まで（事業承継を含む場合は最大5回まで可）

## 経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関（注）による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方のお手伝いをします。

※県経営改善支援センター2/3、保証協会1/3の補助があります。

（注）認定支援機関とは  
「中小企業等経営強化法」により、国に認定を受けた公的な支援機関です。  
主な支援機関は税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

### ①県経営改善支援センターからの計画策定費用の補助

#### 【補助対象計画策定のポイント】

- ・認定支援機関の支援を受け改善計画を策定すること。
- ・3年間のモニタリング計画が策定されていること。
- ・改善計画書は、全取引金融機関の同意が必要です。

#### 【県経営改善支援センターの補助対象費用】

- ・経営改善計画策定支援費用の2/3（上限200万円）まで可です。

### ②保証協会からの計画策定費用の補助

上記「経営改善計画策定支援事業」を利用した場合に、残り1/3の「自己負担部分」に対して補助します。

#### 【保証協会の補助対象者】

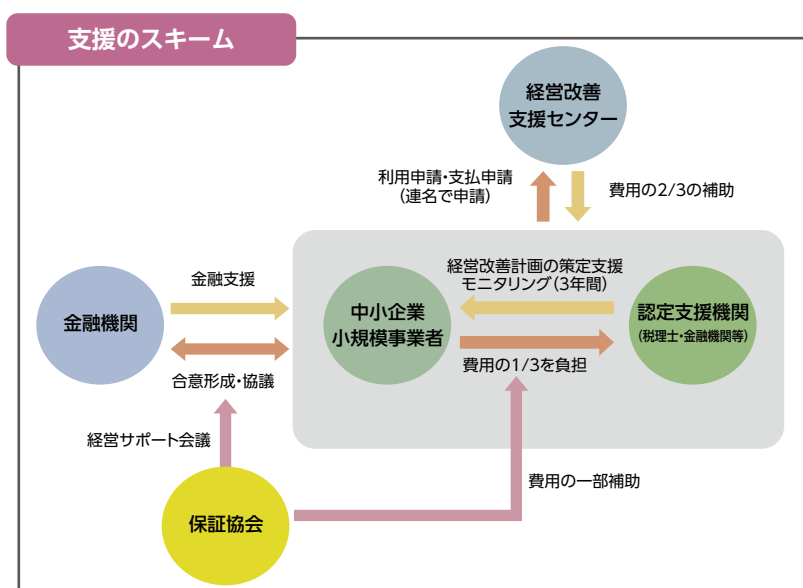
次の要件のすべてに該当する中小企業の皆様を費用補助の対象とします。

- ・当協会の利用がある方
- ・経営改善に積極的に取り組む意欲がある方
- ・原則として、経営サポート会議を活用する方

#### 【保証協会の補助対象費用】

- ・「自己負担部分」の80%とし上限20万円とします。
- ・自己負担部分が10万円以下の場合は全額、10万円を超える場合自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額を補助します。

※「自己負担部分」＝『（費用見積額－モニタリング費用）×1/3』



## 経営サポート会議

中小企業の皆様の経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋がります。

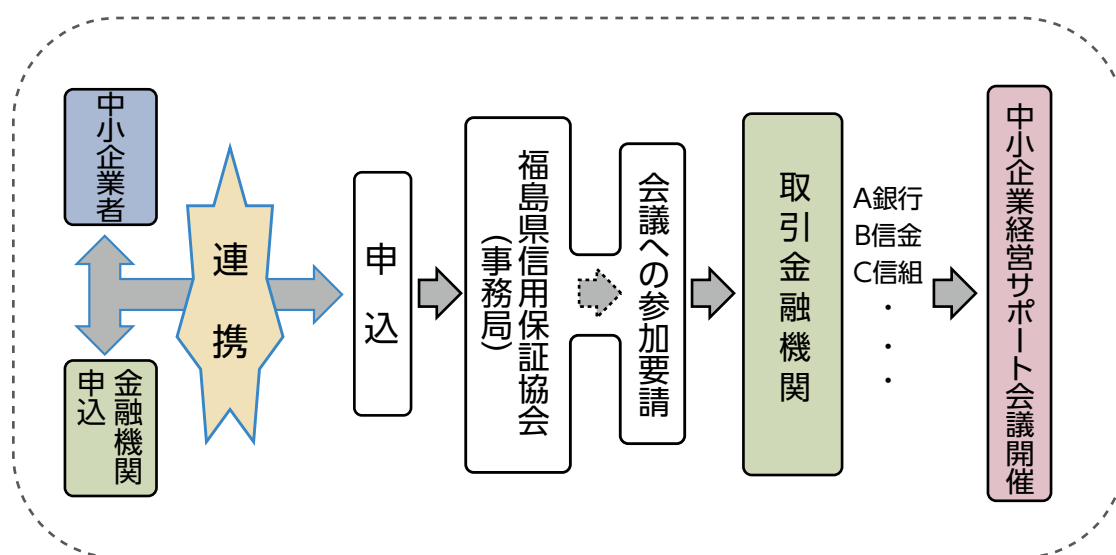
### 【対象となる方】

経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業の皆様。

※経営サポート会議は、

- 返済条件の緩和等を行いたいが、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
- 経営改善を行いたいが、計画の作成方法が分からない。
- 事業計画や改善計画を策定したので、計画を説明したい。

等、中小企業の皆様のご要望について協議を行います。



## 経営相談会

中小企業の皆様が抱える様々な経営課題に対するアドバイスを通じ、皆様の成長を応援するため、平成30年度は、福島営業店・各支店において、6月～12月にかけて「まるっと1日相談会」を、毎月第2木曜日には「夜間相談会」を開催しておりますので、お気軽にご相談ください。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

### 【対象となる方】

- ① 創業・第二創業予定者
- ② 新規借入を予定されている方
- ③ 資金繰りに困っている方
- ④ 経営計画の策定に困っている方
- ⑤ 経営の改善に悩んでいる方 等

### 【主な相談内容】

- ① 財務分析を主体とした経営アドバイス
- ② 経営戦略のサポート
- ③ 資金調達に関するアドバイス 等

## 経営相談窓口

●経営支援室      TEL. 024-526-1520      FAX. 024-573-8489

- 福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。  
裏表紙の「本店・支店のご案内」をご覧ください。

## 特別相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて各種特別相談窓口を福島営業店・各支店の窓口に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度の紹介などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、平成30年8月現在で設置している特別相談窓口は次のとおりです。

### 特別相談、相談窓口一覧

- ◇東日本大震災に関する特別相談窓口
- ◇平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- ◇賃金水準上昇対策相談窓口
- ◇皮革等相談窓口
- ◇金融機関紹介対応相談窓口
- ◇英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- ◇タカタ株式会社関連相談窓口





# コンプライアンス態勢

## コンプライアンスの取り組み姿勢

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援の下に、中小企業金融の円滑化と経営支援のための不可欠な公的機関として、中小企業の健全な育成を図るという中小企業施策の重要な一翼を担っていることから、信用保証協会の業務運営においては、各種法令を遵守した行動が求められています。

このような状況下、単なる法令遵守に止まらず、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等をも含んだ「コンプライアンス」（法令等遵守）を基本として、社会からの揺るぎない信頼確立に向けて「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、また、その精神の遵守及び役職員の意識の共有化と行動基準の統一化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を策定しました。

これらに基づき、コンプライアンスを推進するためにコンプライアンス委員会を設置し、統括部署及び担当者を定め、コンプライアンス関連マニュアルの整備や法令等遵守状況の管理及び職員の意識啓発を行っています。

このように高い自己規律を構築し、コンプライアンスの推進、管理について組織として対応することは、信用保証制度全体に対する更なる信頼の確立に繋がるものと考えております。

## 信用保証協会倫理憲章

### 1 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

### 2 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

### 3 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルートを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

### 4 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

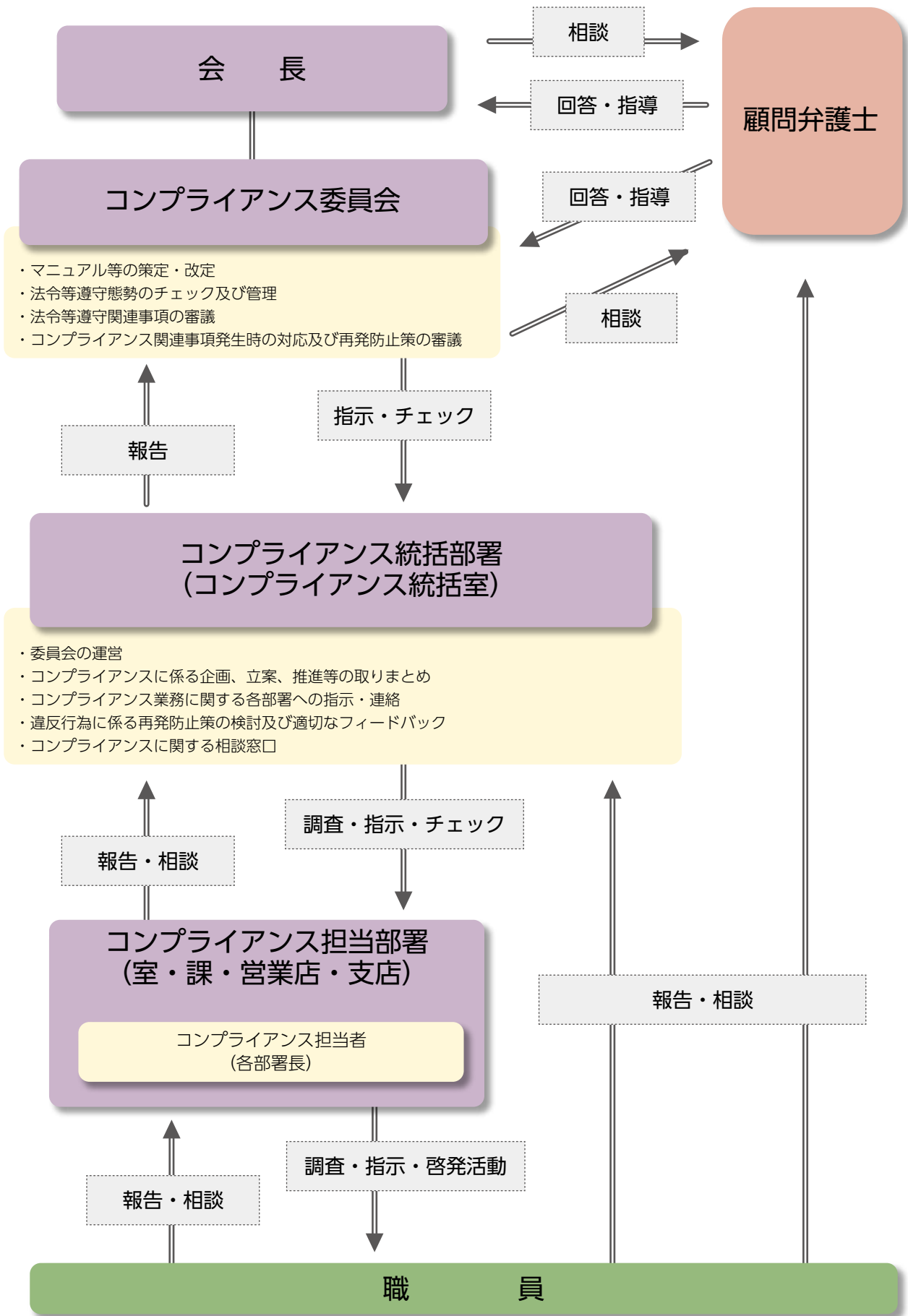
### 5 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

## ■ 具体的行動基準

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1)法令・ルール等の遵守       | (6)反社会的勢力への対応強化<br>(対応連絡会議の設置とデータベース構築管理) |
| (2)誠実な職務の遂行         | (7)外部からの苦情・トラブルへの対応                       |
| (3)守秘義務の履行          | (8)職場秩序の維持                                |
| (4)職務上の地位と関係者との付き合い | (9)違反行為の報告                                |
| (5)コンプライアンス関連事項への対応 | (10)懲罰                                    |

# コンプライアンス管理体制



- 「あらし」プロフィール
- 当協会のおゆみ
- 信用補完制度
- 平成29年度事業報告
- 信用保証の動向
- 経営計画
- 保証利用の「あらし」案内
- 経営支援メニューの「あらし」案内
- コンプライアンス態勢
- 個人情報保護
- 組織体制

# 個人情報保護

## 個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆様が金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取り扱いにつきましては、次の方針で取り組みます。

### 1 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、ガイドライン等を遵守します。

### 2 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目的として行います。

### 3 個人データの適正管理

- ①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じます。  
また、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように点検するとともに、必要により見直しを行います。
- ②個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合には、適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### 4 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示及びその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

### 5 保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止

お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある場合
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

## 6 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関する事
- ②個人データ訂正・追加・削除に関する事
- ③個人情報の利用停止に関する事
- ④個人データ第三者提供の停止に関する事
- ⑤安全管理措置に関する事
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

### 相談窓口

総務企画課	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま11階	TEL.024-526-2331
福島営業店	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階	TEL.024-526-1530
郡山支店	郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階	TEL.024-932-2769
白河支店	白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階	TEL.0248-24-0156
会津支店	会津若松市南千石町2番19号	TEL.0242-23-9171
いわき支店	いわき市平字材木町3番地の1	TEL.0246-23-3570
相双支店	南相馬市原町区本町1丁目3番地	TEL.0244-23-5105

### 公表事項等に関するご案内

ホームページ <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



# 組織体制

## 役員構成 (平成 30 年 8 月 21 日現在)

会 長	村 田 文 雄	
専 務 理 事	伊 東 正 晃	
常 務 理 事	佐 藤 恒 夫	
常 勤 理 事	橋 本 敏 明	
理 事	橋 本 明 良	福 島 県 商 工 労 働 部 長
理 事	立 谷 秀 清	福 島 県 市 長 会 会 長
理 事	渡 邊 博 美	福 島 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	滝 田 康 雄	郡 山 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	渋 川 恵 男	会 津 若 松 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	小 野 栄 重	い わ き 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	高 橋 隆 助	福 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長
理 事	轡 田 倉 治	福 島 県 商 工 会 連 合 会 会 長
理 事	北 村 清 士	(株) 東 邦 銀 行 取 締 役 頭 取
理 事	加 藤 容 啓	(株) 福 島 銀 行 取 締 役 社 長
理 事	鈴 木 孝 雄	(株) 大 東 銀 行 取 締 役 社 長
理 事	樋 口 郁 雄	福 島 県 信 用 金 庫 協 会 会 長
理 事	須 佐 喜 夫	福 島 県 信 用 組 合 協 会 会 長
常 勤 監 事	城 戸 路 生	
監 事	鍛 冶 輝 雄	税 理 士
監 事	鈴 木 清 昭	(公財) 福 島 県 産 業 振 興 セ ン タ ー 理 事 長

ごあいさつ

プロフィール

当協会のあゆみ

信用補完制度

事業報告  
平成29年度

信用保証の動向

経営計画

保証利用の  
ご案内

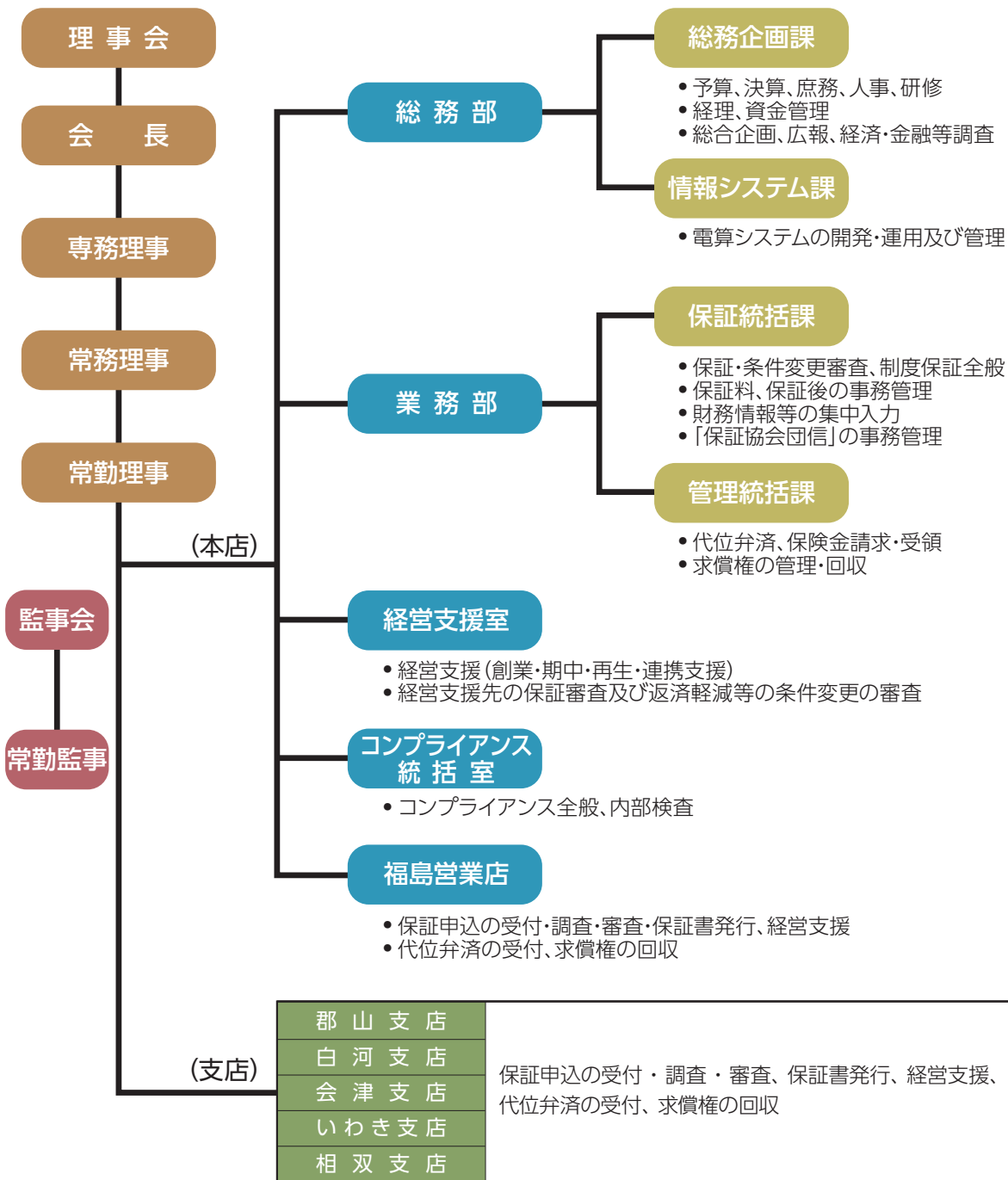
経営支援メニュー  
のご案内

コンプライアンス  
態勢

個人情報保護

組織体制

### 組織機構図(平成30年4月1日現在)



### 所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡のうち浅川町を除く
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡

# 本店・支店のご案内



## 本店

◇所在地/〒960-8053 福島市三河南町1番20号  
 コラッセふくしま10階、11階  
 TEL(024)526-2331代 FAX(024)536-5090  
 福島営業店/TEL(024)526-1530 FAX(024)533-8721  
 保証統括課/TEL(024)573-5265 FAX(024)534-3619  
 管理統括課/TEL(024)525-3537 FAX(024)534-3619  
 経営支援室/TEL(024)526-1520 FAX(024)573-8489



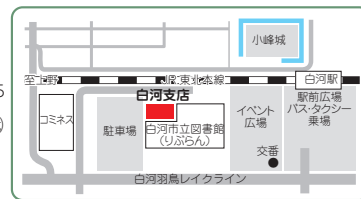
## 郡山支店

◇所在地/〒963-8005  
 郡山市清水台1丁目3番8号  
 郡山商工会議所会館3階  
 TEL(024)932-2769代  
 FAX(024)925-2637



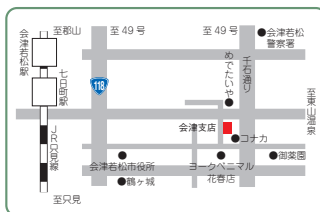
## 白河支店

◇所在地/〒961-0957  
 白河市道場小路96番地5  
 白河商工会議所会館2階  
 TEL(0248)24-0156代  
 FAX(0248)24-1419



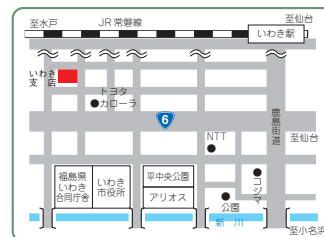
## 会津支店

◇所在地/〒965-0816  
 会津若松市南千石町2番19号  
 TEL(0242)23-9171代  
 FAX(0242)23-9173



## いわき支店

◇所在地/〒970-8026  
 いわき市平字材木町3番地の1  
 TEL(0246)23-3570代  
 FAX(0246)25-5729



## 相双支店

◇所在地/〒975-0008  
 南相馬市原町区本町1丁目3番地  
 TEL(0244)23-5105代 FAX(0244)24-5905

